

公益社団法人子どもの発達科学研究所
競争的資金等に関するコンプライアンス教育及び啓発活動実施計画

(令和4年9月29日策定)

公益社団法人子どもの発達科学研究所(以下、「研究所」という。)では、「公益社団法人子どもの発達科学研究所における競争的資金等の適正な取扱いに関する規程」第5条第5項に定めるコンプライアンス教育及び啓発活動の具体的な計画(以下「実施計画」という。)を以下のとおり策定し、この実施計画に基づきコンプライアンス教育及び啓発活動を実施するものとする。

| | コンプライアンス教育 | 啓発活動 |
|------------------|---|---|
| 対象者 | 競争的資金等の運営及び管理に関わる研究者等 | 全ての構成員 |
| 目的 | 自身が取り扱う競争的資金等の使用ルールやそれに伴う責任、自らのどのような行為が不正に当たるのかなどを理解すること | 不正を起こさせない組織風土を形成するために、不正防止に向けた意識の向上と浸透を図ること |
| 実施内容 方法 頻度 | ○研修会等による教育の実施 (毎年度1回 以上) ○文部科学省等、他機関が提供する教育コンテンツの活用 (毎年度1回 以上) | ○統括管理責任者が発行するパンフレット/ポスターによる啓発活動の実施(随時) |